

昭和音楽大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 昭和音楽大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、音楽を中心とした専門の技能、理論を深く教授研究し、実践的能力を備えた教養豊かな人材の育成をもって、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間毎に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究上の目的の公表)

第3条 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学科ごとに定め公表する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修等を実施する。

2 前項の委員会については別に定める。

第2章 学科、収容定員及び修業年限

(学科及び収容定員)

第5条 本学において設置する学科及び収容定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
音 楽 科	70人	140人

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は2年とする。

ただし、学生は4年を超えて在学することができない

第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学 年)

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を分けて次の2期とし、それぞれの学期を1セメスターとする。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

3 学長は、事情により第1項に定める学期及び授業期間について変更することができる。

(休 業 日)

第9条 本学における休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 学園創立記念日 1月15日

(3) 夏季休業日

(4) 冬季休業日

(5) 春季休業日

(6) 夏季、冬季、春季休業日は学事日程により定める。

2 学長は事情により前項の規定にかかわらず臨時に休業日を定め、または休業日の変更を行うことができる。

第4章 教育課程、履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 本学において開設する教養科目、外国語科目及び専門科目に関する単位数は別表1のとおりとする。

2 教育課程上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。))であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら本学の教育研究に従事するもの限る。)又は一年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。)に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員が担当するものとする。

(履修の方法)

第11条 本学において開設する授業科目は、これを必修、選択必修科目及び選択科目とし、

2カ年に分けて履修させるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 学生が職業を有している等の事情により、第6条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生の修業年限は3年又は4年とする。

3 長期履修学生は、長期履修期間に2年を加えた期間を超えて在学することはできない。

(履修科目の登録)

第13条 学生は毎学年度、所定の期日に当該年度において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することができない。

(単位の認定)

第14条 各授業科目を履修し、試験、その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格したのものには、所定の単位を与える。ただし、授業料及び所定の学費が未納の場合には、単位の認定は行わない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定める規定により、学生が他の短期大学・大学及びその他の教育施設等における学修を、次条に定める既修得単位と併せて、30単位を超えない範囲で本学において修得したのものとして認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第45条の規定による科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校専攻科その他文部科学大臣が定める教育施設における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条に

より本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(学修の評価)

第17条 試験等による成績の評価は、S・A・B・C・Fの5段階とし、Fを不合格とする。その他に、試験未受験のM(不合格)、出席不良による受験停止のT(不合格)、編入学等本学入学前の修得単位を本学授業科目の修得とみなすN(単位認定)、科目の可否のみを判定する評価としてCR(合格)とNC(不合格)を置く。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点～ 0点	F
不合格	M
不合格	T
合格	CR
不合格	NC
単位認定	N

3 前項の成績評価に基づき、学業成績を総合的に判断する指標として、単位当たりの成績評価の平均値を示すグレードポイントアベレージ(GPA)を用いる。

4 グレードポイントアベレージ(GPA)は、前項の評価のうち、Sはグレードポイント(GP)を4、Aは3、Bは2、Cは1、F・M・Tは0とし、各科目の評価にその科目の単位数を乗じて得た積の合計を、履修科目の合計単位数で除した数値で算出する。算出方法の詳細は別に定める。なお、CR、NC、NはGPの対象としない。

(単位の計算方法)

第18条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第18条の2に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合

には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第18条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

4 第一項の授業を、外国において履修させることができる。第二項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業の要件)

第19条 本学を卒業するためには、学生は履修要綱に定める授業科目62単位以上を修得し、その他大学が定める卒業の要件を満たさなければならない。

(教育職員免許状)

第20条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。教職課程の科目と単位数は別表2のとおりとする。

2 本学の学科において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学科	取得できる教育職員免許状の種類
音楽科	中学校教諭二種免許状(教科・音楽)

(司書資格)

第21条 司書となる資格を得ようとする者は、第19条に規定する卒業要件を充足し、かつ図書館法及び図書館法施行規則に定める図書館に関する科目と単位を修得しなければならない。本学が開講する図書館に関する科目と単位数は別表3のとおりとする。

(卒業の認定)

第22条 本学に在学し、第19条に定める単位を修得し、その他大学が定める卒業の要件を満たした者に対し、学長は卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第23条 卒業者に短期大学士の学位を授与する。

- 2 学位に関する規則は別に定める。

第5章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、毎学年度の初めとする。

(入学の資格)

第25条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続き)

第26条 入学志願者は、本学所定の書類に定められた入学検定料を添えて所定の期間中に提出しなければならない。

- 2 提出時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(再入学)

第27条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 この場合、退学前に修得した単位の全部または一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は、学長が行う。

(編入学・転入学)

- 第28条 他の学校等から編入学または転入学を希望する者があるときは、第5条で規定する収容定員の範囲内で選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
- 2 編入学・転入学の場合に必要な手続きは別に定める。

(入学に関する手続き及び入学許可)

- 第29条 本学が行う入学試験に合格した者は、指定の期間内に入学金、授業料及び施設費を納入し、本学の指定する書類を提出しなければならない。
- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(連帯保証人)

- 第30条 入学を許可された者は、連帯保証人1名を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。
- 2 連帯保証人は、学生が在学中に本学に対し負担する次の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で連帯保証するものとする。
 - (1) 学費および学費にかかる遅延損害金
 - (2) 学内施設・備品、楽器、図書などに損害を与えた場合の損害賠償金
 - (3) その他在学中に学生が負担するいっさいの債務
 - 3 連帯保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(退 学)

- 第31条 退学しようとする者は、連帯保証人連署のうえ学長に願い出るものとする。

(休 学)

- 第32条 疾病その他やむをえない事情により3カ月以上就学することのできない者は、連帯保証人連署のうえ学長に休学を願い出るものとする。
- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

- 第33条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者にとっては、引き続き更に1年まで延長することができる。
- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
 - 3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復 学)

- 第34条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第6条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第33条に規定する休学年限を超えた者
- (3) 授業料・施設費を滞納し督促を受けても納入しない者
- (4) 死亡または行方不明の者

第6章 入学金、授業料その他の費用

(入学金・授業料・施設費・その他の費用)

第36条 入学金、授業料、施設費の額及び納入期限は別表4のとおりとする。

- 2 前項のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

(退学等の場合の授業料・施設費)

第37条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者は、当該期の授業料及び施設費全額を納入しなければならない。

- 2 授業料・施設費を分納した者が春学期中に退学した場合は、未納の年額2分の1相当額を徴収しないものとする。

(休学の場合の授業料・施設費)

第38条 休学者についての授業料・施設費の扱いを次のとおり定める。

- (1) 授業料年額分を第1期、第2期に分納している場合、休学の理由が発生した当該学期の授業料は、これを全納するものとする。
- (2) 授業料年額分全納している場合、休学の理由が春学期に発生した場合、第2期分に該当する授業料は、復学した年度の授業料の一部にこれを充当するものとする。
- (3) 復学した場合の授業料納入について、休学の理由が消滅し復学が認められた場合
 - (ア) 春学期中に復学した場合、その年度の授業料年額に相当する額を納入しなければならない。
 - (イ) 当該年度秋学期から復学する場合は、第2期分の授業料はこれを全納するものとする。
- (4) 休学の場合の施設費について
 - (ア) 年間休学者は施設費年額の1/2額を納入するものとする。
 - (イ) 半期休学者は施設費年額の3/4額を納入するものとする。

(授業料・施設費の返還)

第39条 既納の授業料及び施設費は、原則として返還しない。ただし、次の各号のい

ずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

(1) 年額を納入した者が、春学期中に退学した場合は、年額の2分の1相当額

(2) 入学手続をした者が、指定の期間内に所定の手続きにより入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く全額

第7章 教職員組織

(教職員)

第40条 本学に学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員等の職員をおく。

2 前項に定めるほかに、副学長を必要に応じておくことができる。

(教職員の職務)

第41条 教職員の職務は学校教育法及びその他の法令の定めるところによる。

2 教職員の職務は次の各号の定めによる。

(1) 学長は、本学を代表し校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(3) 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

(4) 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(5) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第8章 教授会

(教授会)

第42条 本学に重要な事項を審議するため、教授会をおく。

2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

(教授会の構成)

第43条 教授会は、学長、副学長、学科長及び基幹教員の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会にその他の教職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない

(審議事項)

第44条 教授会は、第42条2項に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教学に関する諸規程の制定、改廃に関する事項
- (5) 教員の研究等に関する事項
- (6) その他、学長が教授会の意見を聴くことが必要とした教育研究上の重要な事項

2 教授会は前項に規定するもののほか、第42条3項に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 学生の転学、転科、休学、復学等に関する事項
- (2) 学生の厚生補導に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) 除籍に関する事項
- (5) その他、教授会で審議が必要と思われる事項

第9章 科目等履修生、研究生及び外国人学生

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、本学が開講する授業科目中特定の科目の履修を希望する者があるときは、選考の上科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生として履修した科目に対し、試験の結果合格したものには、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第46条 特定の専門実技を研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障をきたさないかぎり、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第47条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考の上入学を許可する。

- 2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰)

第48条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は表彰することができる。

(罰 則)

第49条 本学の学則に違反し、また次の各号に該当する行為があったときは、学長は懲戒することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 短期大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第11章 公 開 講 座

(公開講座の開設)

第50条 本学において必要があると認めるとき、公開講座を設けることがある。

第12章 図 書 館

(図書館)

第51条 本学に図書館をおく。

2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

第13章 事 務 局

(事務局)

第52条 本学に事務局をおく。

2 事務局の組織及び職務分掌については別に定める。

第14章 学 生 寮

(学生寮)

第53条 本学に学生寮をおく。

2 学生寮に関し必要な事項は別に定める

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、第4条に規定する収容定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

また、平成6年度以前の入学者の授業料は、それぞれ当該入学年度の学則による。

年度 学科等	平成7年度		平成8年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	265人	545人	265人	530人	185人	450人
器楽専攻	210人	420人	210人	420人	130人	340人
声楽専攻	55人	125人	55人	110人	55人	110人

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

なお、「ヨーロッパ社会と芸術Ⅰ」及び「ヨーロッパ社会と芸術Ⅱ」については、平成7年度以前の入学者も履修できる。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

また、第4条の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	245人	510人	245人	490人	165人	410人
器楽専攻	190人	400人	190人	380人	110人	300人
声楽専攻	55人	110人	55人	110人	55人	110人

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

(1) 平成10年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) また、第4条の規定にかかわらず、平成11年度から平成12年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

音楽科	245人	490人	165人	410人
器楽専攻	175人	365人	95人	270人
声楽専攻	70人	125人	70人	140人

(3) (1)の規定にかかわらず別表Ⅰの授業科目のうち、別に定める科目については、平成10年度以前の入学者も選択科目として履修できる。

(4) 第19条第2項の単位数は平成11年度の入学者から適用する。また第20条の単位数については従前の学則により入学した者についても適用できる。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(1) 平成11年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) また、第4条の規定にかかわらず、平成12年度から平成17年度までの収容定員は次のとおりとする。

年度 学科等	平成12年度		平成13年度～ 平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科 (器楽専攻)	245人	490人	245人	490人	165人	410人
(声楽専攻)		(175人)				
		(70人)				

() は平成11年度入学者

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

(1) 平成12年度以前の入学者の授業料の金額については、当該入学年度の学則によるが、納入の時期については、平成12年度以前の入学者にも適用する。

(2) 教育課程については、平成12年度の入学者にも適用する。平成11年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

(3) 第4条の規定にかかわらず、平成13年度から平成17年度までの収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成13年度		平成14年度～ 平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科	210人	455人	210人	420人	165人	375人

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- (1) 平成13年度以前の入学者の学納金の金額については、当該入学年度の学則によるが、納入の時期については、平成13年度の学則による。また、第44条第4号については、平成13年度以前の入学者にも適用する。
- (2) 平成12年度から平成13年度までの入学者の教育課程については、平成13年度の学則による。また、平成11年度以前の入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、教育課程については、平成12年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度の入学者及び平成11年度以前の入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- (1) 平成12年度から平成13年度までの入学者の教育課程については、平成13年度の学則による。また、平成11年度の入学者及び平成14年度から平成15年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

- (2) 第4条の規定にかかわらず、平成16年度の収容定員は次のとおりとする

年度 学科	平成16年度	
	入学定員	収容定員
音楽科	190人	400人

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- (1) 平成16年度以前の入学者の授業料については、それぞれ当該入学年度の学則による。
- (2) 教育課程については、平成12年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度から平成16年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

- (1) 平成16年度以前の入学者の授業料については、それぞれ当該入学年度の学則による。
- (2) 教育課程については、平成12年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度から平成16年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成17年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(1) 平成18年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2) 第4条の規定にかかわらず、平成19年度の収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成19年度	
	入学定員	収容定員
音楽科	140人	330人

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、平成19年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第21条については、平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

2. 第21条については、平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。
2. 第21条については、平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。
2. 第5条の規定にかかわらず、平成27年度の収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成27年度	
	入学定員	収容定員
音楽科	100人	240人

附則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。
2. 第5条の規定にかかわらず、平成28年度の収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成28年度	
	入学定員	収容定員
音楽科	100人	200人

附則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、平成29年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

この学則は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

ただし、令和4年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則

1. この学則は、2024（令和6）年4月1日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
3. 教育課程については、第10条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。
4. 収容定員については、第5条の規定にかかわらず、令和6年度は次のとおりとする。

年度 学科	令和6年度	
	入学定員	収容定員
音楽科	70人	170人

附則

1. この学則は、2025（令和7）年4月1日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
3. 教育課程については、第10条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。

附則

1. この学則は、2026（令和8）年4月1日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
3. 教育課程については、第10条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。

(別表1)

(1) 教養科目、外国語科目

科目の区分	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
教養科目	演奏とからだⅠ			2
	演奏とからだⅡ			2
	ミュージック・コーディネート演習①			1
	ミュージック・コーディネート演習②			1
	ミュージック・コーディネート演習③			1
	音響学			2
	基礎ゼミ	1		
	キャリアデザイン			1
	教育心理学			2
	経済学			2
	芸術鑑賞①			1
	芸術鑑賞②			1
	芸術鑑賞応用Ⅰ		1	
	芸術鑑賞応用Ⅱ		1	
	芸術鑑賞応用Ⅲ		1	
	心の健康			2
	生涯学習概論			2
	心理学			2
	ICTと音楽芸術			1
	情報機器演習(基礎)			2
	情報機器演習(応用)Ⅰ			2
	情報機器演習(応用)Ⅱ			2
	データサイエンス・AI入門Ⅰ			2
	データサイエンス・AI入門Ⅱ			2
	生活と経済			2
	西洋文化史Ⅰ		2	
	西洋文化史Ⅱ		2	
	体育実技Ⅰ			1
	体育実技Ⅱ			1
	体育理論			2
	哲学			2
	図書館概論			2
	日本国憲法			2
	日本文化史Ⅰ			2
	日本文化史Ⅱ			2
	博物館概論			2
	美術史Ⅰ			2
	美術史Ⅱ			2
	文学			2
	ポランティア論			2
	クリエイティブスタディーズ			1
	実用日本語Ⅰ			1
	実用日本語Ⅱ			1
	日本語と日本社会Ⅰ			1
	日本語と日本社会Ⅱ			1

日本語と日本社会Ⅲ	1
日本語日本文化Ⅰ	1
日本語日本文化Ⅱ	1
日本語日本文化Ⅲ	1
日本語文法とコミュニケーションⅠ	1
日本語文法とコミュニケーションⅡ	1
日本語文法とコミュニケーションⅢ	1
キャリアと日本語	1
アカデミック・ジャパニーズ	1

科目 の 区 分	授 業 科 目	単 位 数			
		必 修	選 択 必 修	選 択	
外 国 語 科 目	基礎英語・オーラルⅠ		1		
	基礎英語・オーラルⅡ		1		
	基礎英語・講読Ⅰ		1		
	基礎英語・講読Ⅱ		1		
	初級英語・音楽Ⅰ		1		
	初級英語・音楽Ⅱ		1		
	初級英語・舞台芸術Ⅰ		1		
	初級英語・舞台芸術Ⅱ		1		
	初級英語・比較文化Ⅰ		1		
	初級英語・比較文化Ⅱ		1		
	初級英語・オーラルⅠ		1		
	初級英語・オーラルⅡ		1		
	初級英語・読む／書くⅠ		1		
	初級英語・読む／書くⅡ		1		
	中級英語・音楽Ⅰ		1		
	中級英語・音楽Ⅱ		1		
	中級英語・舞台芸術Ⅰ		1		
	中級英語・舞台芸術Ⅱ		1		
	中級英語・比較文化Ⅰ		1		
	中級英語・比較文化Ⅱ		1		
	中級英語・オーラルⅠ		1		
	中級英語・オーラルⅡ		1		
	中級英語・読む／書くⅠ		1		
	中級英語・読む／書くⅡ		1		
	上級英語・オーラルⅠ		1		
	上級英語・オーラルⅡ		1		
	上級英語・検定英語Ⅰ		1		
	上級英語・検定英語Ⅱ		1		
	上級英語・パブリックスピーキングⅠ		1		
	上級英語・パブリックスピーキングⅡ		1		
	上級英語・精読Ⅰ		1		
	上級英語・精読Ⅱ		1		
	上級英語・読む／書くⅠ		1		
	上級英語・読む／書くⅡ		1		
	英語研修			2	
	リアリー・イングリッシュ			1	
	基礎ドイツ語文法Ⅰ			1	
	基礎ドイツ語文法Ⅱ			1	

基礎ドイツ語応用 I	1
基礎ドイツ語応用 II	1
初級ドイツ語文法 I	1
初級ドイツ語文法 II	1
初級ドイツ語応用 I	1
初級ドイツ語応用 II	1
中級ドイツ語講読 I	1
中級ドイツ語講読 II	1
中級ドイツ語会話 I	1
中級ドイツ語会話 II	1
上級ドイツ語 I	1
上級ドイツ語 II	1
基礎イタリア語文法 I	1
基礎イタリア語文法 II	1
基礎イタリア語応用 I	1
基礎イタリア語応用 II	1
初級イタリア語文法 I	1
初級イタリア語文法 II	1
初級イタリア語応用 I	1
初級イタリア語応用 II	1
中級イタリア語講読 I	1
中級イタリア語講読 II	1
中級イタリア語会話 I	1
中級イタリア語会話 II	1
上級イタリア語 I	1
上級イタリア語 II	1
基礎フランス語文法 I	1
基礎フランス語文法 II	1
基礎フランス語応用 I	1
基礎フランス語応用 II	1
初級フランス語文法 I	1
初級フランス語文法 II	1
初級フランス語応用 I	1
初級フランス語応用 II	1
中級フランス語 I	1
中級フランス語 II	1
上級フランス語 I	1
上級フランス語 II	1

(2) 専門科目

科目 の 区 分	授 業 科 目	単位数		
		必 修	選 択 必 修	選 択
専 門 科 目	アートマネジメント概論①			2
	アートマネジメント概論②			2
	医学一般			2
	イヤートレーニング		1	
	副科インストゥルメンツ①		1	
	副科インストゥルメンツ②		1	
	副科インストゥルメンツ③		1	
	副科インストゥルメンツ④		1	
	歌うためのイタリア語		1	
	歌うための基礎トレーニング		1	
	ヴァイオリンステップアップ①			1
	ヴァイオリンステップアップ②			1
	ヴァイオリンステップアップ③			1
	ヴァイオリンステップアップ④			1
	映像の音楽		2	
	栄養学演習			1
	演劇の歴史と作品		2	
	オーケストラセッション①			2
	オーケストラセッション②			2
	オペラの歴史と作品 I		2	
	オペラの歴史と作品 II		2	
	オペラ公演実習①		1	
	オペラ公演実習②		3	
	副科オルガン①		1	
	副科オルガン②		1	
	副科オルガン③		1	
	副科オルガン④		1	
	音楽理論演習 I		1	
	音楽理論演習 II		1	
	音楽基礎トレーニング		1	
	音楽教育メソッド I			1
	音楽教育メソッド II			1
	音楽教養ゼミ I			1
	音楽教養基礎		2	
	音楽教養特論			2
	音楽教養コンサート I		1	
	音楽教養コンサート II①		1	
	音楽教養コンサート II②		1	
	音楽心理学			2
	音楽と社会		2	
	音楽美学 I			2
音楽美学 II			2	
音楽評論基礎		2		
音楽療法概論			2	
音楽療法各論 I			2	
音楽療法各論 II			2	

海外研修（劇場運営）		2
海外研修（バレエ）		2
海外研修（ニューヨーク見学）		2
海外研修（ヨーロッパ実技）		2
海外研修（ヨーロッパ見学）		2
海外研修（個人研修）		2
海外研修のための異文化理解（イタリア）		1
海外研修のための異文化理解（イギリス）		1
海外研修のための異文化理解（アメリカ）		1
解剖学①	2	
解剖学②	2	
看護学演習		1
楽式論 I		2
楽式論 II		2
楽器研究	2	
合唱（声楽以外） I	1	
合唱（声楽以外） II	1	
合唱（声楽以外） III	1	
合唱（声楽以外） IV	1	
合唱（声楽）①	1	
合唱（声楽）②	1	
合唱（声楽）③	1	
合唱（声楽）④	1	
合唱指導演習①	1	
合唱指導演習②	1	
合唱指導演習③	1	
合唱指導演習④	1	
合唱公演実習 I	1	
合唱公演実習 II	1	
管弦楽 I ①	3	
管弦楽 I ②	3	
管弦楽 I ③	3	
管弦楽 I ④	3	
吹奏楽 I ①	3	
吹奏楽 I ②	3	
吹奏楽 I ③	3	
吹奏楽 I ④	3	
ギター合奏①	3	
ギター合奏②	3	
ギター合奏③	3	
ギター合奏④	3	
リコーダー合奏①		1
リコーダー合奏②		1
管弦楽 II ①		1
管弦楽 II ②		1
管弦楽 II ③		1
管弦楽 II ④		1
吹奏楽 II ①		1
吹奏楽 II ②		1
吹奏楽 II ③		1
吹奏楽 II ④		1
管弦楽 III ①		1
管弦楽 III ②		1

管弦楽Ⅲ③		1
管弦楽Ⅲ④		1
吹奏楽Ⅲ①		1
吹奏楽Ⅲ②		1
吹奏楽Ⅲ③		1
吹奏楽Ⅲ④		1
主科器楽①	3	
主科器楽②	3	
主科器楽③	3	
主科器楽④	3	
主専攻器楽①	2	
主専攻器楽②	2	
主専攻器楽③	2	
主専攻器楽④	2	
副科器楽①	1	
副科器楽②	1	
副科器楽③	1	
副科器楽④	1	
器楽の歴史と作品Ⅰ	2	
器楽の歴史と作品Ⅱ	2	
ソルフェージュ (初級)Ⅰ	1	
ソルフェージュ (初級)Ⅱ	1	
ソルフェージュ (初級)Ⅲ	1	
ソルフェージュ (初級)Ⅳ	1	
ソルフェージュ (初級)Ⅴ	1	
ソルフェージュ (初級)Ⅵ	1	
ソルフェージュ (中級)Ⅰ	1	
ソルフェージュ (中級)Ⅱ	1	
ソルフェージュ (中級)Ⅲ	1	
ソルフェージュ (中級)Ⅳ	1	
ソルフェージュ (中級)Ⅴ	1	
ソルフェージュ (中級)Ⅵ	1	
ソルフェージュ (上級)Ⅰ	1	
ソルフェージュ (上級)Ⅱ	1	
ソルフェージュ (上級)Ⅲ	1	
ソルフェージュ (上級)Ⅳ	1	
ソルフェージュ (上級)Ⅴ	1	
ソルフェージュ (上級)Ⅵ	1	
ソルフェージュ (鍵盤)Ⅰ	1	
ソルフェージュ (鍵盤)Ⅱ	1	
ソルフェージュ (鍵盤)Ⅲ	1	
ソルフェージュ (鍵盤)Ⅳ	1	
ソルフェージュ (鍵盤)Ⅴ	1	
ソルフェージュ (鍵盤)Ⅵ	1	
組織と経営		2
鍵盤演奏基礎Ⅰ	1	
鍵盤演奏基礎Ⅱ	1	
鍵盤即興演奏Ⅰ		1
鍵盤即興演奏Ⅱ		1
鍵盤音楽の歴史と作品Ⅰ	2	
鍵盤音楽の歴史と作品Ⅱ	2	
芸術関係法規		2
アーツ・プロデュース論Ⅰ		2

卒業公演実習①	2	
卒業公演実習②	2	
ポピュラー音楽理論①	2	
ポピュラー音楽理論②	2	
ポピュラー音楽理論③		2
ポピュラー音楽理論④		2
バンドアレンジⅠ	2	
バンドアレンジⅡ	2	
ストリングスアレンジ	2	
ピアノ音楽表現Ⅰ		1
ピアノ音楽表現Ⅱ		1
ピアノ音楽表現Ⅲ		1
コンピュータ音楽概論Ⅰ	2	
コンピュータ音楽概論Ⅱ	2	
DAW基礎		2
DAW応用		2
NOTATION SOFT基礎		2
NOTATION SOFT応用		2
サウンドデザイン演習Ⅰ	1	
サウンドデザイン演習Ⅱ	1	
作曲法		1
編曲法		1
副科作曲①	1	
副科作曲②	1	
副科作曲③	1	
副科作曲④	1	
作曲家・人と作品	2	
指揮演習①	1	
指揮演習②	1	
指揮法Ⅰ①	1	
指揮法Ⅰ②	1	
室内楽Ⅰ		1
室内楽Ⅱ		1
社会福祉概論		2
障がい児教育概論		2
オペラ演習①	1	
オペラ演習②	1	
オペラ演習③	1	
オペラ演習④	1	
ジャズビッグバンド①	1	
ジャズビッグバンド②	1	
ジャズビッグバンド③	1	
ジャズビッグバンド④	1	
ジャズコンボ①	1	
ジャズコンボ②	1	
ジャズコンボ③	1	
ジャズコンボ④	1	
スモールアンサンブルⅠ	1	
スモールアンサンブルⅡ	1	
スモールアンサンブルⅢ	1	
スモールアンサンブルⅣ	1	
ジャズコンポジションⅠ	2	
ジャズコンポジションⅡ	2	

主科ジャズ実技①	3	
主科ジャズ実技②	3	
主科ジャズ実技③	3	
主科ジャズ実技④	3	
ジャズダンス①		1
ジャズダンス②		1
ジャズの歴史と作品 I	2	
ジャズの歴史と作品 II	2	
吹奏楽概論 I	2	
吹奏楽概論 II	2	
スコアリーダーディング①		2
スコアリーダーディング②		2
スタジオレコーディング①	2	
主専攻声楽①	2	
主専攻声楽②	2	
主専攻声楽③	2	
主専攻声楽④	2	
主科声楽①	3	
主科声楽②	3	
主科声楽③	3	
主科声楽④	3	
副科声楽①	1	
副科声楽②	1	
副科声楽③	1	
副科声楽④	1	
声楽アンサンブル基礎	1	
西洋音楽の歴史 I	2	
西洋音楽の歴史 II	2	
西洋音楽の歴史特論	2	
西洋音楽通史	2	
主科創作実技①	3	
主科創作実技②	3	
主科創作実技③	3	
主科創作実技④	3	
音楽教養リサーチ①	1	
音楽教養リサーチ②	1	
卒業研究（音楽と社会）	1	
卒業ライブ	1	
ソングライティング I		1
ソングライティング II		1
ソングライティング III		1
ソングライティング IV		1
対位法③		1
対位法④		1
タップダンス①		1
タップダンス②		1
ダンス①		1
ダンス②		1
デジタルミュージック概論	2	
主専攻電子オルガン①	2	
主専攻電子オルガン②	2	
主専攻電子オルガン③	2	
主専攻電子オルガン④	2	

主科電子オルガン①	3	
主科電子オルガン②	3	
主科電子オルガン③	3	
主科電子オルガン④	3	
副科電子オルガン①	1	
副科電子オルガン②	1	
副科電子オルガン③	1	
副科電子オルガン④	1	
電子オルガンアンサンブル I	1	
電子オルガンアンサンブル II	1	
電子オルガンアンサンブル III	1	
電子オルガンアンサンブル IV	1	
キーボード演習 I	1	
キーボード演習 II	1	
電子楽器研究	2	
ドイツ歌曲①	1	
ドイツ歌曲②	1	
動作学演習①	1	
動作学演習②	1	
日本音楽概論 I		2
日本音楽概論 II		2
日本古典芸能 I		1
日本古典芸能 II		1
日本古典芸能 III		1
日本伝統音楽演習(歌唱)		1
日本伝統音楽演習(和楽器)		1
日本歌曲①	1	
日本歌曲②	1	
和声 I	1	
和声 II	1	
和声 III	1	
和声 IV	1	
和声 V	1	
和声 VI	1	
和声 VII	1	
和声 VIII	1	
発達心理学		2
バレエクラス①	1	
バレエクラス②	1	
バレエクラス③	1	
バレエクラス④	1	
バレエクラス I ①	4	
バレエクラス I ②	4	
バレエクラス II ①	4	
バレエクラス II ②	4	
主専攻バレエ①	2	
主専攻バレエ②	2	
主専攻バレエ③	2	
主専攻バレエ④	2	
副科バレエ①	1	
副科バレエ②	1	
副科バレエ③	1	
副科バレエ④	1	

舞台実習Ⅰ	1	
舞台実習Ⅱ	1	
舞台実習Ⅲ	1	
舞台実習Ⅳ	1	
コンテンポラリー①	1	
コンテンポラリー②	1	
コンテンポラリー③	1	
コンテンポラリー④	1	
キャラクターダンス①	1	
キャラクターダンス②	1	
アダジオ①	1	
アダジオ②	1	
バレエ実践演習Ⅰ①	1	
バレエ実践演習Ⅰ②	1	
バレエ実践演習Ⅰ③	1	
バレエ実践演習Ⅰ④	1	
バレエ実践演習Ⅱ①	1	
バレエ実践演習Ⅱ②	1	
バレエ実践演習Ⅱ③	1	
バレエ実践演習Ⅱ④	1	
バレエ実践演習Ⅲ①	1	
バレエ実践演習Ⅲ②	1	
バレエ実践演習Ⅲ③	1	
バレエ実践演習Ⅲ④	1	
バレエ音楽演習Ⅰ①	1	
バレエ音楽演習Ⅰ②	1	
バレエ音楽演習Ⅱ①		1
バレエ音楽演習Ⅱ②		1
バレエ作品研究①		2
バレエ作品研究②		2
バレエ指導法演習Ⅰ①		1
バレエ指導法演習Ⅰ②		1
バレエ指導法演習Ⅱ①		1
バレエ指導法演習Ⅱ②		1
振付創作法Ⅰ①		1
振付創作法Ⅰ②		1
伴奏実習		1
バレエ伴奏基礎		1
ミュージカル伴奏基礎		1
教職伴奏法Ⅰ		1
教職伴奏法Ⅱ		1
パフォーマンス①		1
パフォーマンス②		1
主専攻ピアノ①	2	
主専攻ピアノ②	2	
主専攻ピアノ③	2	
主専攻ピアノ④	2	
主科ピアノ①	3	
主科ピアノ②	3	
主科ピアノ③	3	
主科ピアノ④	3	
副科ピアノ①	1	
副科ピアノ②	1	

副科ピアノ③	1	
副科ピアノ④	1	
ピアノアンサンブルⅠ	1	
ピアノアンサンブルⅡ	1	
ピアノ指導法Ⅰ	1	
ピアノ指導法Ⅱ	1	
ピアノ指導法Ⅲ	1	
PA演習		2
フランス歌曲①	1	
フランス歌曲②	1	
舞台衣裳製作法		2
舞台実習Ⅴ	2	
舞台スタッフ概論		2
舞台表現演習③		1
舞台表現演習④		1
舞台表現演習①		1
舞台表現演習②		1
舞踊史①	2	
舞踊史②	2	
舞踊心理学①	2	
舞踊心理学②	2	
舞踊の歴史と作品Ⅰ	2	
舞踊の歴史と作品Ⅱ	2	
簿記・会計入門①		2
簿記・会計入門②		2
ボディコンディショニング①		1
ボディコンディショニング②		1
主専攻ポピュラー・ジャズ実技①	2	
主専攻ポピュラー・ジャズ実技②	2	
主専攻ポピュラー・ジャズ実技③	2	
主専攻ポピュラー・ジャズ実技④	2	
副科ポピュラー・ジャズピアノ①	1	
副科ポピュラー・ジャズピアノ②	1	
副科ポピュラー・ジャズピアノ③	1	
副科ポピュラー・ジャズピアノ④	1	
バンドアンサンブルⅠ	1	
バンドアンサンブルⅡ	1	
バンドアンサンブルⅢ	1	
バンドアンサンブルⅣ	1	
副科ポピュラーヴォーカル①	1	
副科ポピュラーヴォーカル②	1	
副科ポピュラーヴォーカル③	1	
副科ポピュラーヴォーカル④	1	
ポピュラー音楽概論Ⅰ	2	
ポピュラー音楽概論Ⅱ	2	
ブラスアレンジ	2	
主科ポップ&ロック実技①	3	
主科ポップ&ロック実技②	3	
主科ポップ&ロック実技③	3	
主科ポップ&ロック実技④	3	
対位法①		1
対位法②		1
ミュージカルの歴史と作品	2	

ミュージックビジネスと社会	2	
民族音楽概論 I		2
民族音楽概論 II		2
メディア創作 I	1	
メディア創作 II	1	
ライブパフォーマンス①		1
ライブパフォーマンス②		1
ライブビジネスと社会	2	
リズムトレーニング	1	
スタジオワークス I		
ヴォーカル・エクスペッション・メソッド I ①	1	
ヴォーカル・エクスペッション・メソッド I ②	1	
ヴォーカル・エクスペッション・メソッド I ③	1	
ヴォーカル・エクスペッション・メソッド I ④	1	
主科ヴォーカル・テクニク・メソッド I ①	3	
主科ヴォーカル・テクニク・メソッド I ②	3	
主科ヴォーカル・テクニク・メソッド I ③	3	
主科ヴォーカル・テクニク・メソッド I ④	3	
ベーシック・クリエイティブ・エクスペッション	2	
ことばと創作	1	
セルフプロデュース&ビジネス I	1	
セルフプロデュース&ビジネス II	1	
セルフプロデュース&ビジネス III	1	
セルフプロデュース&ビジネス IV	1	
日本語の創作と朗読	1	
創作表現基礎 I	1	
創作表現基礎 II	1	
創作表現基礎 III	1	
主専攻創作実技①	2	
主専攻創作実技②	2	
主専攻創作実技③	2	
主専攻創作実技④	2	
ヴォーカル・エクスペッション・メソッド II ①		1
ヴォーカル・エクスペッション・メソッド II ②		1
ヴォーカル・エクスペッション・メソッド II ③		1
ヴォーカル・エクスペッション・メソッド II ④		1
主科ヴォーカル・テクニク・メソッド II ①		3
主科ヴォーカル・テクニク・メソッド II ②		3
主科ヴォーカル・テクニク・メソッド II ③		3
主科ヴォーカル・テクニク・メソッド II ④		3
主科サウンドプロデュース①	2	
主科サウンドプロデュース②	2	
主科サウンドプロデュース③	2	
主科サウンドプロデュース④	2	
音楽プロデュース論 I	2	
音楽プロデュース論 II	2	
ミュージックライツ・マネジメント		2

(別表2) 教職課程の科目

科目の区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
教科の指導法に関する科目	音楽科教育法①	2		中学校音楽科教育法
	音楽科教育法②	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2		
	教職論	2		
	教育制度論	2		
	教育心理学	2		
	特別支援教育論	1		
	教育課程編成論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳指導法	2		
	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2		
	学習指導論	2		
	教育とICT活用	1		
	生徒指導・進路指導論	2		
	教育相談法	2		
教育実践に関する科目	教職実践演習(中)	2		
	教育実習	5		

(別表3) 図書館に関する科目

科目の区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
図書館に関する科目	生涯学習概論	2			
	図書館概論	2			
	図書館制度・経営論	2			
	図書館情報技術論	2			
	図書館サービス概論	2			
	情報サービス論	2			
	児童サービス論	2			
	情報サービス演習Ⅰ	1			
	情報サービス演習Ⅱ	1			
	図書館情報資源概論	2			
	情報資源組織論	2			
	情報資源組織演習Ⅰ	1			
	情報資源組織演習Ⅱ	1			
	音楽図書館サービス特論	1			
	図書・図書館史		1		注1
	図書館実習		1		注1

注1 2科目のうち1科目を選択必修

(別表4)

	金額(年額)	納入期限
入学金	100,000円	入学試験要項で指定する
授業料	1,390,000円	当該年度の4月20日
施設費	630,000円	

注1 上記にかかわらず、入学者の納入期限は別に定める。

注2 授業料・施設費は、事情により次の2期に分けて、年額の2分の1に相当する額を次に掲げる期間内に納入することができる。

第1期 4月20日まで
第2期 9月25日まで

注3 本学が、特別の事情があると認めた者は、前項の規定にかかわらず月割分納または延納をすることができる。

注4 長期履修学生の授業料・施設費は、長期履修期間に限り、年額に当該学科の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修期間の年数で除した額とする